

しまばらちく  
島原地区 活性化計画

長崎県  
長崎県島原市

平成23年3月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	島原地区活性化計画
都道府県名	長崎県
市町村名	島原市
地区名(※1)	島原地区
計画期間(※2)	平成23年度～平成25年度

## 目標 : (※3)

本地区では、基幹作物である人参の高品質・安定生産に向け、合理的な作付体系の確立や緑肥作物を利用した土づくりの実践などにより品質・収量の向上を目指しており、需給動向に応じた長期安定出荷体制の確立を図るため洗浄選別施設を整備し、消費者のニーズに即した「安全・安心」で「新鮮」な農産物の安定生産に努める。

目標は、人参の販売量を25.7%増加させ農業経営の安定化を図り、農家戸数165戸を維持することで定住人口を確保し地域の活性化を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

島原市は、長崎県の南東部にあたる島原半島の東部に位置し、地形としては雲仙普賢岳を頂点として有明海に向かってほぼ三角形に開いており、山麓からなだらかに傾斜した中間部には畑地帯が開け、海岸よりは主に水田地帯となっている。本市の農業産出額は長崎県全体の1割を占めており、野菜、果樹、工芸作物、畜産等の多種多様な農業が展開されている。

島原地区は、西南暖地の特性を活かし、大根や人参、白菜等の輪作体系が確立され、それぞれの品目の平成18年の産出額は県下第1位であり、単位面積当たりについても生産性の高い農業生産が行われている。

### 現状と課題

本地区は、露地・施設野菜を栽培する農家が多く、輸入農産物の増加や農産物価格の低迷が続く中、農業経営が圧迫されている状況となっている。加えて農業従事者の高齢化や後継者不足等により生産構造も弱体化してきている。

このような中で、地域農業の発展と活性化を図るためには、新規就農者の育成確保や安定した経営体の育成が必要であり、経営改善による規模拡大や省力化、効率化等を進め農業経営の安定を図ることが課題となっており、そのために本地域の基幹作物である人参の洗浄選別施設の整備などが急務となっている。

### 今後の展開方向等(※4)

本地域の活性化のためには、基幹産業である農業の活性化を図ることが重要となっており、主要農産物である人参等の生産性の向上や付加価値を高め販売することが必要である。

本地区の人参については、計画的な出荷を図るため洗浄選別施設を整備し、作付面積及び収量の向上に努めてきたが、既存施設の処理能力を大きく超えている状況にある。

今後は、基盤整備の完成や人参収穫機等の導入により省力化が進み、作付面積及び出荷量が増加することが見込まれることから、人参の洗浄選別施設を整備し長期安定出荷体制の確立を図る。

このことにより、人参の販売量の増加や適期収穫による品質の向上で産地競争力の強化を図るとともに、農家所得の安定により就農意欲の高揚につなげ農村人口減を抑制し地域活性化を目指して行く。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
島原市	島原地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)	島原雲仙農業協同組合	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

島原地区(長崎県島原市)	区域面積(※2)	5,059ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地区の区域面積5,059haのうち農林地面積は3,932haで77.72%を占め、当該地区内の全就業人口に対する農林業従事者の割合は9%である。		
②法第3条第2号関係: 農業従事者の高齢化、後継者不足、農産物の低価格化傾向の中で、地域活性化のために産地の規模拡大と生産・出荷体制の確立による販売量の増加、有利販売による生産意欲の高揚を図る目的から人参洗浄選別施設整備を進めることは有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係: 島原地区の総面積5,930haのうち、都市計画区域の用途区域内で市街地化している871haを除いて区域設定しており、市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画終了年度の翌年度に、部会等の人員を確認する。  
販売量の増加の数値は、島原雲仙農業協同組合の農産物(人参)販売量の実績を用いることとする。

